



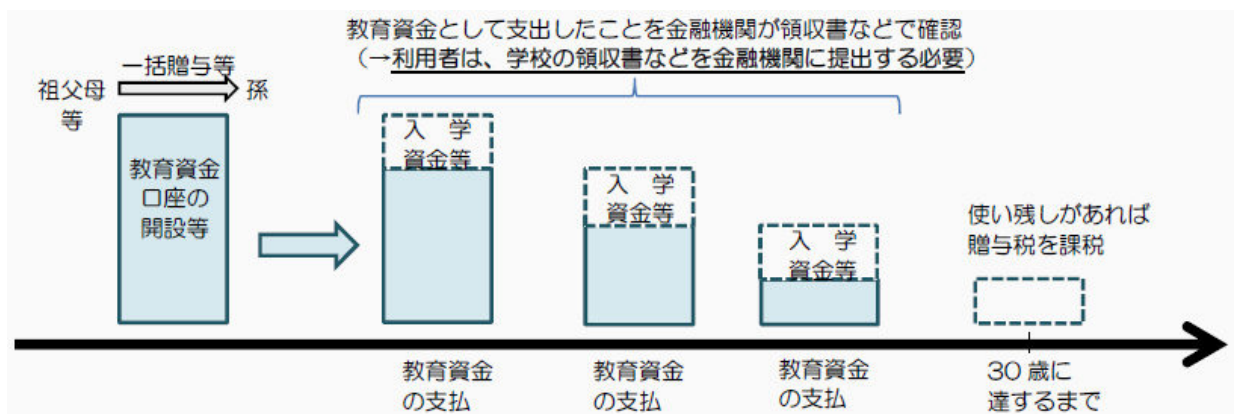
## 教育資金の一括贈与の非課税特例について

平成25年度税制改正により、相続税の基礎控除が現在の6割(4割カット)になることから、従来は相続税の対象にならなかった方にも相続税が課税される可能性が高くなりました。そのような中で、「教育資金の一括贈与の非課税特例」が関心を集めています。

### ●概要

「教育資金の一括贈与の非課税特例」は、30歳未満受贈者(贈与を受ける人)の教育資金に充てるため、その直系尊属が金銭を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、拠出額のうち1500万円(※)までの金額については、贈与税は課されないというものです。

(※)学校等以外の者に支払われる金銭については500万円



### ●特徴

この制度のメリットは、一度に多額の資金を贈与することができるという点です。例えば、孫が4人いる場合には、1500万円×4人=6000万円まで非課税で贈与することができます。基礎控除額4割カットに伴う相続税増税への節税対策として利用する価値は高いと考えられます。

上記のように節税対策としてメリットの大きい「教育資金の一括贈与の非課税特例」ですが、その贈与額については注意が必要です。子や孫が30歳までに全額を使い切らなかった場合には、その部分については贈与があったものとみなされ、残額に対して相続税よりも高い贈与税がかかる可能性があるためです。そのため限度額いっぱいまで贈与するかについてはご注意ください。

相続税・贈与税について、詳細は「相続対策セミナー」にて税理士よりご説明いたします。

●第1回:5月18日(土) ●第2回:6月15日(土) ●第3回:7月20日(土)

●時間:14時~16時 ●場所:学生ハウジング本社(3階)セミナールーム

お問合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当:石本